

人材紹介契約書

株式会社 ○○○○（以下「甲」という）と株式会社 STORY plus（以下「乙」という）は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託の目的と範囲）

甲は乙に対し、甲の人材の採用を目的に、甲が別途指定する要件を備えた人材の探査・調査・評価・選考・紹介・情報提供等に関するコンサルティング業務（以下「委託業務」という）を本契約に従い委嘱する。

第2条（紹介の内容）

乙は、紹介条件に適合可能性がある人材（以下「候補者」という）のうち、甲と雇用契約等（委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を含む）を締結する意思があり、かつ、甲の社風等紹介条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材を、甲に対して紹介する（以下、甲に紹介した人材を「応募者」という）。

第3条（甲の義務）

1. 甲は、本契約の有効期間中および本契約終了後も、乙に対して事前の承諾を得ることなく、応募者と直接連絡を取り、または応募者と雇用契約等を締結してはならない。
2. 甲は、乙が紹介した応募者について、既に他のルート経由で応募があった場合には、直ちに乙にその旨を通知しなければならない。また、甲は、乙が応募者を紹介した後に、当該応募者について他のルート経由で応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

第4条（契約条件の確認）

甲は、応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合には、当該応募者に対して、契約条件を記した書面を甲の責任において交付し、甲および当該応募者との間で雇用契約等を締結するものとする。

第5条（応募書類の作成責任）

甲は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者が作成するものであり、その内容の真実性、正確性については当該応募者が責任を負うこと、および応募書類に基づく雇用契約等の締結可否の判断は、甲の責任において行うことを確認するものとする。

第6条（報酬）

1. 乙によって履行された委託業務に基づき甲が応募者を採用した場合、応募者の年収換算分（月次給与の12ヶ月分、通勤費や残業手当等の変動費分を除く全ての諸手当および賞与・一時金を含む。なお、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約についても、これに準じて年収を算出するものとする）の40%（消費税別）をコンサルティングフィーとして、甲は乙に支払うものとする。
2. 前項で算出したコンサルティングフィーが250万円(消費税別)未満となる場合は、ミニマムチャージ(下限料金)として250万円（消費税別）をコンサルティングフィーとする。

第7条（報酬の支払方法）

乙は甲に対し、応募者が甲において業務開始後、速やかに当該報酬の金額を記載した請求書を発行するものとし、甲は、その請求書を受領した月の当月末日（当該末日が金融機関非営業日であった場合は直前の営業日）までに（当該人材の業務開始日が当月25日以降の際は、その翌月10日までに）、請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第8条（応募者の退職等による報酬の返還）

1. 応募者が業務開始後、明らかに応募者の責による解雇もしくは契約解除、または応募者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、乙は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で甲に返還するものとする。ただし、コンサルティングフィーのうち、未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し、当該残高を支払うものとする。

なお、応募者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、下記の報酬返還は適用されない。

業務開始日から起算して1ヶ月未満	：コンサルティングフィーの80%相当額
業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満	：コンサルティングフィーの50%相当額
業務開始日から起算して3ヶ月以上6ヶ月未満	：コンサルティングフィーの10%相当額

2. 甲は乙に対し、当該金額を記載した請求書を発行するものとし、乙は請求書受領の翌月末までに、請求された相当額を、甲の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第9条（オーナーシップ）

甲が、第3条の規定に反して、乙の事前の承諾なく応募者と直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとし、甲は第6条に定めるコンサルティングフィーを乙に支払わなければならない。

第10条（機密情報及び個人情報の取扱い）

本契約の有効期間中はもとより、本契約の終了後も、甲および乙は相手方より提供されて知り得た機密情報を他に漏洩したり、本契約に基づく業務以外の目的で使用したりしないものとする。また、甲は乙より提供されて知り得た人材に関する情報を個人情報として厳重に取り扱うものとし、甲の採用を目的とする業務以外にこれを利用したり、他に漏洩したりしないものとする。

第11条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に違反する行為または不法行為により相手方に損害（弁護士費用を含む）を与えた場合は、当該損害について賠償する責任を負うものとする。なお、応募者が甲に入社した後に引き起こしたトラブルやその他の不法行為等により損害が発生した場合については、乙の本契約に違反する行為もしくは不法行為が認められない限り、乙はこの責任を一切負わない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己（当社株主、役員及びそれに準ずる者を含みます）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団員等」という）でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲および乙は、自己が、又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他(1)から(4)に準ずる行為

3. 甲および乙は、相手方が前二項目のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手側に対して何ら通知、催告することなく、全ての取引及び契約を解除することができるものとする。

4. 前項に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除された場合、解除側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しないものとする。

また当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

第13条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対してその是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき

(2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき

(4) 差押え、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき

(5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき

(6) その他前各号に類する事情が存するとき

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 14 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項については信義誠実の原則に従い、甲・乙協議のうえ決定する。

第 15 条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とする。協議により解決できなかった紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属裁判所とする。

第 16 条（契約期間）

本契約の有効期限は 2020 年 7 月 1 日から一年間有効とする。ただし期間満了の 1 ヶ月前迄に、いずれかの当事者から相手方に対し、契約の更新を希望しない旨を書面によって通知がなされない場合は、自動的に 1 年間更新されるものとし、以降も同様の扱いとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙は各自その 1 通を保有する。

2020 年 7 月 1 日

（甲） 住所：
社名：
責任者名：

（乙） 住所： 東京都千代田区二番町 9-3 THE BASE 麹町 W233
社名： 株式会社 STORY plus
責任者名： 代表取締役社長 畑 圭一郎